

## 遺伝毒性試験対象物質の絞り込みの方針（案）

遺伝毒性情報により、遺伝毒性「あり」と判断されるが、その強さの程度が判断できない物質について、国の委託事業により遺伝毒性試験（細菌突然復帰変異試験）を行う。

その際、試験対象物質は次の観点から優先順位付けを行うこととする。

## 1 遺伝毒性の観点からの優先順位付け

遺伝毒性の観点からの優先順位付けは次のとおりとする。

- (1) 細菌突然復帰変異試験で陽性の物質
- (2) その他のin vitro 遺伝毒性試験で陽性の物質

(注) 資料 2-1 のスキームが採用された場合、in vivo 遺伝毒性試験で陽性の物質は、遺伝毒性が強いと判断されるため、細菌突然復帰変異試験は不要。

## 2 労働者ばく露の観点からの絞り込み

上記 1 で優先順位付けをした後、さらに労働者ばく露の観点から優先順位付けを行うこととし、次の(1)～(3)を総合的に判断する。

## (1) 国内の製造・輸入量

量が多い物質を優先。

## (2) 用途

幅広い用途で使用される物質や、開放系での使用が予想される物質を優先。

## (3) 物理化学的性質

常温で気体、液体、粉状の物質を優先。

特に液体については、蒸気圧の高い物質を優先。